

# 介護保険制度は、介護の負担を社会全体で支え合うための制度です 65歳以上の方の介護保険料の改定

福祉課・長寿介護室

☎(56)2224

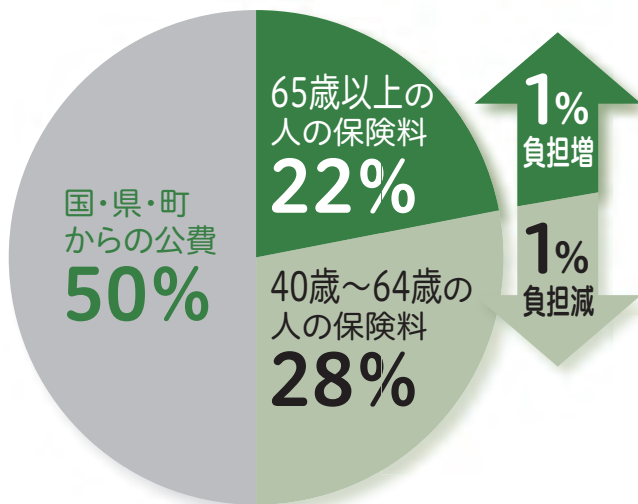
このたび、27～29年度までの「第6期介護保険事業計画」を策定し、本町の65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

## 1.平成27年度から29年度までの介護保険料



高齢化が進む中、介護サービス利用者の増加による給付費の伸びなどの理由から、介護保険料基準額を月額5千600円(年額6万7千200円)に決定しました。第5期に比べ月額1,240円(年額1万4千880円)の増額となりました。

### 介護保険料の負担割合



この増額の理由について、①から⑤で詳しく説明します。

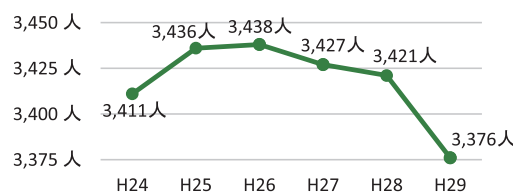
#### ①保険料で負担する割合が増加

介護保険制度の改正に伴い、平成27年4月からの介護保険料の負担割合が変更され、65歳以上の方の負担割合が22%と1%増加しました。

#### ②保険料を納める方の人数が減少

今後、第1号被保険者数の減少が見込まれるため、1人当たりの負担額が増えました。

#### 第1号被保険者数の推移(見込)



#### 基準額の決まり方

65歳以上の人の保険料は、町の介護サービス費用が賄えるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

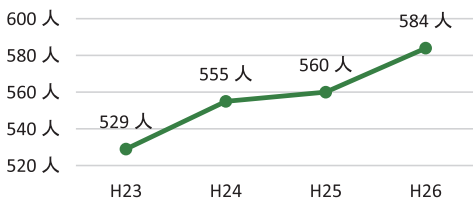
川根本町の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(22%)  
川根本町の第1号被保険者数

川根本町の保険料基準額  
÷12ヵ月=5,600円(月額)

③要介護認定者数の増加が見込まれます  
要介護認定者数は増加傾向にあり、今後も増加すると見込まれます。



#### 要介護認定者数(年平均)

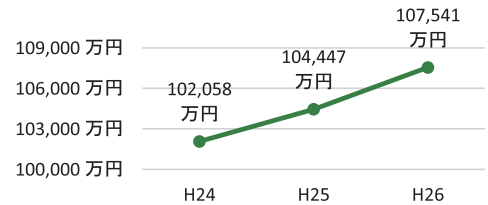


#### ④ 介護給付費が上昇している

介護保険サービスの提供に掛かった費用の合計額である介護給付費が、年々増加しており、今後も増加が見込まれます。



年間介護給付費



#### ⑤ 施設の充実を計画

第6期介護保険事業計画では、特別養護老人ホーム(以下「特養」)の増床とグループホームの整備を盛り込み、サービスの充実を図りました。「あかいしの郷」の入所定員を50名から30名増やし80名に拡大するよう、特養の定員増加(増床)を計画しました。また、グループホームは町内に1カ所、新たに整備を計画しています。

このように川根本町では、要介護認定者数が増え、介護給付費も伸びています。加えて、施設整備を計画し、サービスの充実を図るため、介護給付費はより伸びていくと考えられます。一方で、介護保険料の納付者人数は減少しており、今後減少する見込みとなり、合わせて第1号被保険者の負担割合が増加しました。このことから、介護保険料で負担する費用が増え、負担者数の減少から一人当たりの負担額が増えるという理念のもと、皆さんのご負担増加にご理解をお願いします。

## 2. 65歳以上の方の段階別 介護保険料

### 平成27年度の所得段階別第1号被保険者の保険料 (住民税の課税状況や所得額等により決まります)

所得段階	対象者	保険料額	
		保険料率	月額
第1段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	2,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.75	4,200円
第3段階	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	基準額×0.75	4,200円
第4段階	本人が住民税非課税かつ世帯の誰かが住民税課税 前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.90	5,040円
第5段階	第4段階以外の人	基準額	5,600円
第6段階	本人が 前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.20	6,720円
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	7,280円
第8段階	前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.50	8,400円
第9段階	前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.70	9,520円

※第1段階の方は、公費による軽減制度があり、保険料率が0.5から0.45になります。

## 3. 平成27年度から変更される 介護保険制度

### ① 特別養護老人ホームの入所基準が変わりました(平成27年4月から)

特別養護老人ホームへの新規入所が、原則として介護度3以上の人となりました。

ただし、既に入所している要介護1、2の人(要介護3以上から要介護2以下に状態が改善された場合も含む)は引き続き入所できる経過措置が設けられています。

また、要介護1、2であっても、認知症などを抱えている場合で、やむを得ない事情があれば、新規入所が認められる場合があります。

② 定以上の所得がある人は自己負担が2割になります(平成27年8月から)

③ 高額介護サービス費の二部の上限額が変わります(平成27年8月から)

④ 低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります(平成27年8月から)

※紙面の都合上、②④については次号でお知らせします。

## 4. 介護予防に取り組みましょう

町では、これまでも介護が必要にならず、介護サービスを利用しなくても自分らしい生活が営めるよう、介護予防事業に取り組んできました。

その結果の一つが、お達者度の上位入賞です。今後より一層、介護予防事業に取り組み、介護サービスを利用しなくても住み慣れた地域で自分らしい生活が行えるよう進めていきます。

皆さんには是非、各地区で行われる介護予防事業に参加いただき、川根本町全体で健康に関心を持ち、自分らしく健康に過ごしましょう。